

平成 23 年 5 月 23 日

第 177 回国会 決算委員会 第 7 号

○田城郁君 こんにちは。民主党・新緑風会の田城郁でございます。決算委員会では初質問となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず初めに、三月十一日の大震災、津波、そして原発の未曾有の困難な状況にある今の日本において、特に雇用状況に関して厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

まず、被災状況のひどい東北三県はもとより、三・一一の発災以降、全国的に雇用状況は悪化の一途をたどっているということは容易に想像が付くところですが、例えば二十一年度では何万人の方々が失業をしており、失業時に支払われる基本手当はいかほど支出されているのでしょうか、推移も含めて分かる範囲でお答えいただければというふうに思います。

○政府参考人（森山寛君） お答え申し上げます。

二十一年度の失業等給付の各月の平均の受給者数でございますけれども、この受給者実人員、これは対前年度で四〇・九%の増でございます、約八十五万五千人でございます。

それから、失業等給付の支給総額でございますけれども、これも対前年度比でいきますと四六・七%の増でございます、約一兆九千八百五億円でございます。

○田城郁君 ありがとうございます。

年々支出が増加をしている、特に二十一年度以降、支出が収入を大きく上回って雇用保険の積立残高は減る一方であるというようなことがお分かりだと思うんですが。

八十四万人と言われる被災県沿岸部の失業者数であります。もちろんこれは一次補正で手当ををしていくわけですが、東京商工リサーチの調査では、原発三十キロ圏内では二千二百七社が操業停止に追い込まれていると推計をしております。また、津波や浸水被害を受けた企業は、岩手県で千八百七十五社、宮城県で三千八百四十社という推計をしております。

今後の経済悪化は避けられない状況であり、失業者は全国的に広がっていくおそれがあります。一刻も早く大規模な経済対策が望まれるわけですが、失業者をこれ以上増やさない何らかの手だても一方では必要だというふうに考えます。これから予想される失業者の中には、震災の影響以外にも、例えば有期雇用の契約社員が契約を打ち切られるという形で職を失う、そういうケースも出てまいります。

厚労省にお伺いいたします。ここで、日本の全就労者数と各雇用形態別の就業人員などが分かりましたら教えていただければと思います。

○政府参考人（森山寛君） 先ほど先生の御質問にございましたまず震災後の状況でございますけれども、震災後の雇用保険の離職者票、これの交付件数といいますのは、岩手、宮城、福島、福島の三県で十万六千四百六十一件ということで、前年の同時期に比べまして二・四倍ということで増えているところでございます。

また、先生今御指摘ございました契約形態ごとの数でございますけれども、これちょっと手元には今ございませんが、御指摘の契約社員等も含めた非正規労働者の雇い止めの状況でございますけれども、これは二十三年の三月十九日から四月十七日までということで、全国の労働局あるいはハローワークにおいて把握できました数でございますが、この全国で非正規労働者の雇い止めの数、これは六千八百六人でございます。そのうち東日本大震災の影響によるものは三千百五十五人ということでございまして、大変な影響が出てきていると。全国において雇用の厳しさが広がってきているという状況は懸念されるところでございます。

○田城郁君 ありがとうございます。

私は J R 東日本という鉄道会社にかつて在籍をしておりました。そこでは、グリーンスタッフという

契約社員が既に約二千人ほど駅の改札や出札窓口を中心に勤務をしております。彼らは一年ごとの契約更新で最長五年間雇用され、それ以上は在籍をすることができません。彼らは異口同音に、私たちは低賃金もつらいのですが、何よりも心の安定が欲しいのです、あるいは、この不安定な身分では結婚し家庭を持つこと、子供をつくることもとても考えられませんかと悲痛な声を発しております。日々の業務でのちょっとしたミスの一つでも、あるいは家庭の事情で残業をお断りした、そういう一つを取っても、契約をいつ打ち切られるのではないかとびくびくしながら毎日を過ごしております。

また、ある契約社員は、駅で乗客に暴力を振るわれ、半身不随の状態が一年以上、現在も続いておりますが、当時は正社員と違い共済組合関係の資格もありませんでしたので給与補償もままならず、家計は一時どん底の苦しい状況に追いやられました。現在は手当てがされております。今も完治をせずリハビリを続けていますが、いつ契約を切られるか、これも日々不安な中で毎日を送っているということです。そして、彼らは、今震災不況の中でこのまま社会にほうり出されたらどう生きていけばよいのかというふうに、三・一一以降の新たな深刻な悩みを抱えております。

これらのことを日本地図を頭に浮かべて推し測って考えてみれば、各々抱える悩みの形は違えども似たような状況があるということは、有期雇用の労働者が先ほどの統計人数の数だけ被災県を筆頭に全国に広がっていく、そういうことが考えられるわけです。

私は、この三・一一の震災以降の不況下にあって、体力のある会社は、契約上のことだから雇用を切っても問題ないと、そういうふうに失業者を増やすような判断をするのではなく、しっかりと雇用を確保すべきであると。一定期間を過ぎれば正社員として処遇するなど、そういう判断ができないか。国難とも言える日本の今の状況の中で常に社会から利益を上げてきた企業が果たすべき社会的責任であると、雇用確保というのは社会的責任であるというふうに私は考えます。

以上の状況に鑑みまして、大臣にお聞きいたします。何か厚生労働省で方策などお考えでしたら御披露願えればと思います。よろしくお願いたします。

○**国務大臣（細川律夫君）** 田城委員にお答えをいたします。

有期契約で働いている労働者の皆さんが大変不安定な状況に置かれているということについては、これは私も委員と同じ認識でございます。また、不安定だけではなくて、待遇の格差の問題、あるいは職業能力というものもなかなか身に付けられない、そういうチャンスもないと、こういうことで非正規の中でのこの有期契約労働者の皆さんについては私は大きな課題があるというふうに思っております。したがって、有期契約で働く人たちが安心して働けるためにどうあるべきかということは、これは国政の上でも最も大事な問題だというふうに私としては考えているところでございます。

そういう意味では、有期契約労働者、この人たちの在り方につきまして、昨年十月から労働政策審議会におきまして検討を始めております。これまで有期労働契約の実態あるいは契約の締結それから終了、それに関する論点などについて議論をいただいております、既に五回議論を行ってきたところでございます。

震災でちょっと回数ができない、議論できなかつたところもありますけれども、私としましては、この夏ごろまでにはしっかりした各論について一通りの議論を行って中間的な整理をしたいというふうに考えておまして、その後、更に議論を深めまして、今年の十二月ごろには結論を出していただくという予定にして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**田城郁君** 大臣より力強い労働政策審議会での議論というものを始めたというお言葉がありまして、大変ありがとうございます。

大臣も今お話いただきましたが、震災の関係によって少し議論がストップしていた時期もあるとお聞きしておりますが、やはり絶対に、結論が十二月、これを先延ばしというか、震災の影響があったに

せよ、先に延びてしまうなどということがあってはならないと私は思っております。三・一一以降の震災の関係でストップし、結論も延びそうだというようなことをちょっと耳にいたしましたけれども、今の状況は、逆にスピードを上げて震災対策として雇用問題に取り組むべき課題であるというふうに私は思います。是非、この国難を乗り越えるべく、有期契約労働という不安定な雇用契約を必要最低限にして、多くの不安定な雇用を安定した雇用へと切り替える、そういう方向で是非結論を出していただきたいと思っております。

改めて、大臣の御決意をよろしくお願いをいたします。

○国務大臣（細川律夫君） この有期の労働者の皆さんの労働条件、この働き方の問題については、これはもう委員御指摘のように、しっかりこれを検討して、有期契約で働く労働者の皆さんが安心して働けるというそういう社会をつくっていかねばいけない、あるいはそういう労働の法制といいますか法律等、そういうのもしっかり作っていかねばというふうに思っております。

そういうことで昨年から労政審で検討していただいておりますが、その前には有識者の皆さんにこの問題について検討をしていただいて、そこからの御意見もいただいております。

この労政審での検討そのものは元々この十二月、今年末には結論を出す、こういうことであります。したがって、震災があったからといって引き延ばしをするようなことがないように、それは私の方からもしっかり伝えていきたいというふうに思っております。

そういう意味で、この有期契約の問題につきましては大変大きな重要な問題でございます。したがって、これは厚生労働省としてはしっかり着実に結論を出していくように努めてまいりたい、このように考えております。

○田城郁君 大臣の改めて力強い答弁をいただきました。大変ありがとうございます。

質問を変えます。

私は栃木県の宇都宮市の出身であります。その栃木県には、温泉で有名な那須塩原市が市を挙げて心配をしている問題がございます。厚生労働省は、那須塩原にある国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局の塩原視力障害センターを平成二十四年度に、さらに静岡県にある伊東重度障害者センターを二十五年度末に廃止をして、埼玉県所沢市の国立障害者リハビリテーションセンターに統合をするという方針をお示しでございます。今回は、二つの施設のうち、塩原視力障害センターを中心にお伺いをいたします。

このセンターは、病気や事故で視覚障害となった人々が社会復帰をするための職業訓練センターという性格です。人生の半ばで失明をした人の多くは仕事を失ってしまいます。そうした人々が鍼灸師などの資格を得て再び収入を得ることができるようにする機関です。

さて、那須塩原市は、温泉郷のホテルを始め市民全体で塩原視力障害センターで訓練を受けた方々の就労支援をし、さらに慰問をし、差し入れをするなどして支援を続けてまいりました。また、訓練生の側も、市のそういう人々の応援にこたえて、地元恒例の湯けむりマラソンなどの出場者に無料のマッサージサービスをしたり、あるいは老人施設を慰問して無料で治療奉仕をしたり、そういう活動もしております。また、地元の小中学生がセンターを訪れて、視覚を失った方々と交流を深めることで多くのことを学び、地域に密着した訓練施設として高い評価を受けております。

ところが、厚生労働省は、総務省の国立更生援護機関の減量・効率化方針に基づいて検討したとの理由で、二つのセンターを廃止、所沢市の国立障害者リハビリテーションセンターに統合するとの事務連絡を平成二十一年の九月に発しております。このことは地元には何も知らされておりました。那須塩原市議会がこのことを知ったのは平成二十二年の九月になってから、一年後ということですが、になってからです。民主党の政権が成立した直後の九月に厚生労働省は厚生政務三役に事務連絡を発出し

たことを報告しております。那須塩原市は、地元は何の相談もなく廃止の方針を出した政府に対して平成二十二年の九月に同センターの存続を求める意見書を採択、さらに栗川市長自らも厚生労働省に要望書を提出をしております。

そこで、厚生労働大臣にお伺いをいたします。厚生労働省は平成二十年の十月に国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討会を設置し、平成二十一年、翌三月に報告書を公表しておりますが、このあり方検討会には地元の施設関係者及び那須塩原の受益関係者は参加していたのでしょうか。また、地元の意見は取り入れられていたのでしょうか。また、平成二十一年に事務連絡を発出していますが、政務三役がそのことを知ったのはいつでしょうか。教えていただければ幸いです。

○政府参考人（木倉敬之君） お答え申し上げます。

先生御指摘の塩原視力障害センター等でございますが、これにつきましては、国立更生援護機関、全国に八か所ございますけれども、これらにつきましては、戦後の昭和二十年代から四十年代にかけて設置をされてきておるものでございます。これ全体を取り巻きます社会情勢あるいは障害者施策の情勢、これらを踏まえて国立施設としての在り方を改めて検討するという事で検討会を私どもの部の方で設置をさせていただきました。

今お尋ねのあり方検討会のメンバーにつきましては、これらの施設の障害の関係の方々、例えば視力障害の盲人会の連合会の方々、あるいは聾啞の関係の方々、あるいは身体障害全体の日本障害者リハビリテーション協会の方々、あるいは日本身体障害者団体連合会の方々、さらに知的障害の施設もございますので日本発達障害ネットワークの方々、このような当事者団体の方々それぞれの障害に関する有識者の方々にお入りいただいております。その中で、個別の施設の地元の関係者という方々にこの検討会の場にはお入りをいただいておりますことはございませんでした。その後の説明の中で今御説明をさせていただいているということでございます。

○田城郁君 地元の方々から意見をお聞きしていないということは大変問題があるというふうに私は思っております。

厚労省によれば、効率的な運営を図ることが両センターの統廃合を決定した理由の一つのことですけれども、両センターの年間経費は各々幾らぐらいなのでしょう。また、廃止による経費削減効果を教えてください。さらに、同センターには二〇〇三年に三階建ての地域交流棟が竣工されておりますけれども、この建設費はどの程度だったのでしょうか。造ったばかりのそういう建物がある中での減価償却の観点からも、どういう整理をしているのか教えてください。

○政府参考人（木倉敬之君） お答え申し上げます。

二つのセンターの年間の経費でございますが、二十一年度で見まして、塩原の視力障害センター、約四億円でございます。それから、伊東の重度障害センターでございますが、運営費約四・三億円程度でございます。

それから、今御指摘の塩原の視力障害センターには十三年度の補正予算で地域交流棟というものの予算を計上させていただきまして、十三年度から十五年度にかけて建設、完成をしております。この経費は二億五千万円ということでございます。全体に、戦後、昭和二十年代から整備を続けてきた施設でございますので古くなっておりましたが、その中でこの地域交流棟につきましては、地元の小中高校生の方々にも障害の支援の体験をしていただくというふうなことも含めて利用してきたところでございます。

○田城郁君 分かりました。

また、厚生労働省は塩原視力障害センターについて、利用者が減っていると同時に、訓練が必要な五十歳未満の入所者が激減をしているという報告を当時のあり方検討委員会に提出をしております。

日本眼科学会の二〇〇九年の調査によれば、十八万八千人が完全失明と認定をされております。その

うち、視覚障害者の七二%が六十歳以上の高齢者となっていると。そして、途中失明の原因の一位が緑内障、二位が糖尿病などの合併症によるものでありますけれども、失明に至る大半は中年以降であるということです。

廃止の理由にある施設の稼働年齢を考えれば、五十歳未満の入所者が激減をしているという見解は、この実態をおいての判断としてはおかしいのではないかと思います。むしろ、五十歳以上の人が施設の利用者としての必然なんだと私は考えます。

ある施設利用者は、障害を持ったとき自殺をしようというふうに思い、山に向かう途中で宇都宮の福祉センターでこの塩原の施設の存在を知り、所轄の自分で住んでいるところの役場に相談をしましたが、窓口では要領を得ずに、直接塩原の施設を訪ね、手続の仕方のアドバイスを受け、そして力強く元気付けられ、再び役所と何度も何度も掛け合い、一年間の格闘の末にやっと入所できたということでございます。その方は、私は視力が僅かに残っていたからこういう行動ができたが、完全失明の方ではここまで動く前に諦めてしまうと実態を語っておられました。

そもそも、施設が存在が知られていない、知ったとしても手続には心身共に膨大なエネルギーが要る、このような状況では、五十歳未満の入所者が激減しているからということでの、あるいは宣伝が足りないのかということも含めて、そういう実態の中での施設の廃止ということは余りにも早急過ぎるのではないかと私は思います。

報告書の内容は実態を表していないのではないかと。このような現状を、厚生労働大臣、どのようにお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○政府参考人（木倉敬之君） 恐れ入ります。

検討会の場でもこの数字の指摘があったわけでございます。

発症の年齢、どの段階で視力に障害を持たれるかということでございますけれども、十八年の調査、これ五年ごとの調査があるんですが、十八歳未満で一六%、十八歳から三十九歳で二〇%、四十歳から六十四歳で四〇%、六十五歳以上が二二%。確かに、先生御指摘のように、中高年齢になりまして糖尿病でありますとか緑内障でありますとかということでの発症が増えているということは事実だろうと思います。

一方で、この視力障害者センターは、あんま、マッサージ、あるいははり、きゅう等の養成施設として御利用いただいておりますけれども、利用実態そのものは、六十五歳になるまでの間を御利用はいただけるわけでございますけれども、御利用の実態そのものは、三、四十代での割合がだんだん増えてきまして七割と、逆に五十代、六十代前半という方々が、従来はおられたわけでございます、だんだんと減ってきて、十九年度末で見ますと約三〇%ぐらいに減ってきておるということでございます。

これは、先生御指摘のように、まずはしっかり、全国に四施設ございますけれども、この視力障害の施設の存在というものを知っていただくということも必要だろうと思っております、私どもも、募集等の要項を全国のハローワーク、あるいは市町村の窓口、あるいは学校というようなところにも配布をさせていただいております。

ただ、全国的にも特別支援学校の盲学校でも中途失明の方の訓練も含めて始めておるんですけれども、全体にやっぱり利用者、あんま、はり、きゅう、マッサージという分野を希望される利用者がどうしても減ってきておる傾向がございます。そういう面でも、私どもとしては、全国の四センター全体を見直しまして、やっぱり関東地区につきましては是非所沢のリハビリテーションセンターで、総合的なIT等も活用した就労訓練も一体でできますので、是非総合的な支援の強化充実に努めるような御説明、御理解を求めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○**田城郁君** 途中失明者がやはり四十歳、五十歳以上が多い中でその方たちに周知がされていない、そういう中で当然利用者は減ってくるというのは当たり前の流れではないかと思えますし、やはりそういうところの実態を反映した判断で存続、廃止も含めてこれから見直すべきではないかと私は思います。

さて、このセンターは宮内庁より旧厚生省に旧塩原御用邸がお貸し下げになったという経緯があると私はお聞きしておりますが、時間がありません、歴史的なそういう経緯もある中で地元の皆さんはこのセンターをこよなく愛しております。那須塩原の人々はそうした歴史大切に、温泉地としての地の利を生かして施設利用者を支える支援活動を継続をしております。この地元の人々の支えが、途中失明し心の折れそうな訓練生を励まし続け、子供たちはそこから学び、利用者は温泉客に施術をすることで技術を磨き、鍼灸師として独り立ちしていくという非常に良い循環がつくり出されているのだということでもあります。

原発による風評被害をもろに受けて閑古鳥が鳴いている塩原温泉の現状がある今だからこそ、途中失明された方の社会参加のために、効率最優先の判断ではなく、地元と一体となって有機的に運営されている人間性豊かな塩原視力障害センターを対象となる人にもっとアピールして第二の道を切り開く、そういう判断をし、存続が私は絶対必要だというふうに考えます。

センターの歴史の重み、利用者や地元の状況、原発の風評被害の対策という観点から、今後の方向性について、是非大臣に何とかもう一度再検討願えないかということをお聞きいたします。お願いします。

○**国務大臣（細川律夫君）** 委員の言われておりますことも理解できる場所もございます。

しかし一方で、この問題につきましては、これまでいろいろ検討してきた結果、やはり埼玉の所沢にあります国立障害者リハビリテーションセンター、ここに移っていただいて、ここでしっかりきちっと訓練も受け、そして就労にも結び付けるようなそういう体制を取っていただく、そのことが全体的な国立更生援護機関の効果的かつ効率的な運営を図る点からいいのではないかと、こういう結論に達したわけでありまして、私どもとしましては、視力に障害のある皆さん方がいかにして社会で自立して生活がしていけるか、社会的な参加をしていけるかということにはしっかり取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○**田城郁君** 分かりました。この問題は、もっと地元の意見もせめて聞いていただくという中から、是非これからも御検討をよろしく御期待をいたしまして、私の質問を終わります。